

## 情報通信審議会第 4 次中間答申（抜粋）

### 第三章 送信側の課題（2） 一補完措置

#### 3. 提言

##### （2）衛星によるセーフティネット

アナログ放送において放送の電波によりカバーしている地域は放送事業者の自助努力により 100%カバーすることを基本として取り組んでいる。その際には、中継局の整備に加え、ケーブルテレビ、IP再送信など通常の補完手段を活用して取り組むこととしている。また、辺地共聴施設等においては、国、NHK、視聴者の協力により、かつ、一般放送事業者の協力を得て改修することに取り組んでいる。

しかしながら、これらの取組にもかかわらず、平成 23（2011）年時点においてデジタル放送を送り届けることができない地域が存在することは避けられないと考えられる。このような地域で、難視聴を発生させることなく、アナログ放送を受信していた国民が引き続きデジタル放送を受信できる環境を整備することを目的として、衛星を使って全国をカバーするセーフティネットの措置を講ずることについて、早急に検討をすすめるべきである。

その際、地上放送は、地上系のネットワークにより県域又は広域の放送を送り届けるものである点について、アナログからデジタルに移行した後も変わらないものであり、平成 22（2010）年まではもちろん、それまでにデジタル放送を送り届けられない地域については平成 23（2011）年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべきである。したがって、原則として全国一律の放送を衛星により送り届けるセーフティネットは、中継局や通常の補完手段による地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の緊急避難的措置として、暫定的なものと位置付けるべきである。

国は、セーフティネットのための所要の制度整備等を行うための考え方を、また、国及び放送事業者は、衛星によるセーフティネットを実際に行うための具体的な方法を、早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。その際、セーフティネットの対象となる視聴者が放送を受信するための対応を行う期間が十分に確保できるようにするため、できるだけ早期にセーフティネットが開始されるよう検討することが適当である。地上系のネットワークにより視聴する世帯と、衛星によるセーフティネットを通じて視聴する世帯との間に、著しい負担の格差が生じないように、配慮するための方策を国において検討することが必要である。また、衛星を利用したセーフティネットの対象となる世帯に対して、必要な情報が提供されるよう配慮される必要がある。